

議員提出議案第 15 号

地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び鳥取市議会会議規則（昭和 43 年鳥取市議会告示第 1 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 12 月 19 日提出

提出者	鳥取市議会議員	下村佳弘
	〃	桑田達也
	〃	勝田鮮二
	〃	雲坂衛
	〃	橋尾泰博
	〃	石田憲太郎
	〃	岡田信俊
	〃	寺坂寛夫
	〃	山田延孝

鳥取市議会議長 房安 光 様

地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書

東日本大震災、熊本地震を初め、土砂災害、大水害等各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでおり、本年4月の熊本地震、10月には鳥取県中部地震が発生している。また、台風も北海道、東北地方に甚大な被害を及ぼしたが、迅速な復旧・復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策は喫緊の課題である。

よって政府においては、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 被災者支援システムの全自治体への完備・普及や学校区単位での自主防災コミュニティの組織化や訓練の実施等地域防災力の向上を図るため、自治体の取り組みに対する財政措置を充実すること。
2. 大規模水害から住民の命と暮らしを守るための自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告・指示発令のための体制構築に対する財政措置を充実強化すること。
3. 災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得られるようにするための公衆無線LANの設置やマンホールトイレの整備を促進するための支援を行うこと。
4. 子どもや女性、高齢者や障がい者に寄り添った避難所の環境整備を推進するとともに防犯体制を強化するための財政措置を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

鳥取市議会議長 房 安 光

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣 様
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全 防災)